

事務連絡
令和5年10月12日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
各國公立大学法人担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
文部科学大臣所轄各学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
文部科学省初等中等教育局教育課程課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）
文部科学省高等教育局高等教育企画課

学校で飼育されている鳥が死亡した場合の取扱いについて

今般の高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえ、厚生労働省、農林水産省、環境省と協議し、学校で飼育されている鳥に連続して複数死亡するなどの異常がみられた場合の取扱いについて、別添のとおり、新たに取りまとめました。

このことについて、都道府県・指定都市教育委員会におかれましては、所管の学校（以下、専修学校・各種学校を含む）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれましては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体、文部科学大臣所轄学校法人、大学を設置する学校設置会社におかれましてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれましては所轄の学校設置会社及び学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局におかれましては所管の学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれましては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれましては所管の専修学校に周知されるようお願いします。

(本件連絡先)

<学校における保健管理について>

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課保健管理係

TEL 03-5253-4111 (内線 2976)

<学校における飼育動物について>

文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程第一係

TEL 03-5253-4111 (内線 2903)

<専門高校における飼育動物について>

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付産業教育振興室

TEL 03-5253-4111 (内線 2384)

学校で飼育されている鳥が死亡した場合の取扱いについて

令和5年10月12日

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

文部科学省初等中等教育局教育課程課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）

文部科学省高等教育局高等教育企画課

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

農林水産省消費・安全局動物衛生課

環境省自然環境局総務課

学校で飼育している家きん（鶏、あひる、うづら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥をいう。以下同じ。）又は飼養鳥（インコ等家きん以外の鳥を含む。以下同じ。）に連続して複数死亡するなどの異常がみられた場合には、以下のとおり対応することを基本とする。

なお、国内で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、学校で飼育している家きん又は飼養鳥が高病原性鳥インフルエンザに罹患する可能性が高くなっていることに留意する。

1. 複数の家きん又は飼養鳥に異常が見られた場合

(1) 家きんの場合

連続して複数の家きんが死亡するなどの異常を発見した学校は、埋却せず、直ちに教育委員会等の設置者に報告するとともに、各都道府県の管轄の家畜保健衛生所に異常家きんの届出を行い、指導に従う。

家畜保健衛生所は、検査の要否及び検査の結果について、学校に連絡を行う。

(2) 飼養鳥の場合

連続して複数の飼養鳥が死亡するなどの異常を発見した学校は、埋却せず、直ちに教育委員会等の設置者に報告するとともに、動物愛護管理主管課（都道府県・政令市・中核市の動物愛護管理行政担当組織）に報告し、指導に従う。

動物愛護管理主管課は、検査の要否及び検査の結果について、学校に連絡を行う。

2. 高病原性鳥インフルエンザが発生した場合

検査の結果、学校で飼育している家きん又は飼養鳥において高病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、それぞれ以下の対応をとる。

(1) 家畜保健衛生所

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 3 条の 2 に基づき公表されている高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（令和 2 年 7 月 1 日農林水産大臣公表）により、迅速かつ的確な初動防疫対応を行い、まん延防止及び早期終息を図る。

（2）動物愛護管理主管課

動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針（令和 5 年 10 月 12 日環境省自然環境局総務課動物愛護管理室公表）に基づき、適切な対応を行う。

（3）保健所

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 15 条に基づき、高病原性鳥インフルエンザに感染し、又は感染した疑いのある家きん又は飼養鳥若しくはその排泄物等に接触した者について、接触の状況に関する質問を行い、必要に応じて調査等を実施する。

（4）学校

教育委員会等の設置者と相談しながら、家畜保健衛生所又は動物愛護管理主管課並びに保健所の指導に従うとともに、児童生徒等及び保護者に対して状況の説明や必要な指導等を行う。

また、管轄の保健所による調査が行われる場合があるため、これに協力する。

3 その他

国内で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、学校は、休日等の児童生徒等の野外における諸活動を含め、以下の点について適切に対応する。

① 一般的な感染予防対策の徹底

児童生徒等に対し、手洗いなどの一般的な感染予防対策を徹底させること。

② 児童生徒等や教職員に対する飼育動物・野鳥への対応の周知徹底等

「野鳥との接し方」（別紙）を参考とした対応を講じること。

あわせて、家きんや飼養鳥、その他の動物を飼育している場合には、それらが野鳥と接触しないようにすること。このため、放し飼いは行わないようになるとともに、野鳥の侵入や糞尿の落下などを防止するために、飼育施設にトタン板等の屋根を設けたり、ネットに破れがないか点検するなどの適切な措置を講じること。また、周囲に穀類等のエサや生ゴミ等野鳥を誘引するものを置かず、清潔な状態で飼育するとともに、排泄物等に触れた際には、必ず手洗いやうがいを行うこと。

③ 正しい知識の普及

鳥インフルエンザは、鶏肉や鶏卵を食べることによって人に感染することはなく、また、鳥インフルエンザは、人に感染する可能性はきわめて低いものであり、根拠のない噂などにより混乱したりせず、正確な情報に基づいて冷静に対応すること。

野鳥との接し方について

- 同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、お近くの都道府県や市町村役場にご連絡ください。
- 死亡した野鳥など野生動物の死亡個体を片付ける際には、素手で直接触らず、使い捨て手袋等を使用してください。
- 日常生活において野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありません。
- 野鳥の糞が靴の裏や車両に付くことにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ運ばれるおそれがありますので、野鳥に近づきすぎないようにしてください。特に、靴で糞を踏まないよう十分注意して、必要に応じて消毒を行ってください。
- 不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとするのは避けてください。

鳥インフルエンザウイルスは、野鳥観察など通常の接し方では、ヒトに感染しないと考えられています。正しい情報に基づいた、冷静な行動をお願いします。